参考例

平成２７年　　月　　日

従業員の皆様へ

マイナンバー（個人番号）の「通知カード」の受取について

　来年１月からマイナンバー制度が始まることを受け、税・社会保障関係手続のため、従業員の皆様の個人番号を収集することとなりますので、御協力をお願いします。

　そのため、まずは各人のマイナンバーを確実に受け取っていただきたく、以下のとおりご連絡します。

１．あなたの住民票の所在地を確認しましょう

　マイナンバーが記載された通知カードは住民票の所在地宛てに郵送されます。封筒には世帯全員分の通知カードが同封され、簡易書留で郵送されます。

２．確実に受け取りましょう

通知カードは10月20日頃からおおむね11月中に簡易書留により郵送されますので、直接受け取る必要があります。不在時には不在通知が投函されますので、1週間以内に自宅や勤務先等に再配達を依頼するか、郵便局で受け取りましょう。

万が一、受け取れなかった場合は、住民票のある市区町村に連絡してください。

３．大切に保管しましょう

　通知カードは、マイナンバーの手続で番号が正しいかを確認するために必要な書類です。通知カードを受け取った後は、紛失しないよう、大切に保管しましょう。

　そのほか、マイナンバーの通知カード及び個人番号カードに関してご不明な点がありましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

**●個人番号カードコールセンター　　　０５７０－７８３－５７８**

平日8:30-22:00　土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

　　　　※ＩＰ電話等でつながらない場合は 050-3818-1250 におかけください。